

## 特別養護老人ホーム清風苑（長期入所）利用料金表

令和6年8月1日料金改定  
介護老人福祉施設（1日あたり）

【介護保険適用分】：単位数

①基本料金（1日あたり）

	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
基本単位	589	659	732	802	871

②加算料金（該当する項目について加算されます）

加算事項	単位数または割合	該当項目
日常生活継続支援加算	36	○
看護体制加算（Ⅰ）イ	6	○
看護体制加算（Ⅱ）イ	13	○
夜勤職員配置加算（Ⅰ）イ	22	○
生活機能向上維持加算（Ⅰ）	3ヶ月毎に月100	
生活機能向上維持加算（Ⅱ）	月200	
個別機能訓練加算（Ⅰ）	12	
個別機能訓練加算（Ⅱ）	月20	
個別機能訓練加算（Ⅲ）	月20	
ADL維持等加算（Ⅰ）	月30	
ADL維持等加算（Ⅱ）	月60	
若年性認知症入所者受入加算	120	○
専従常勤医師配置	25	
精神科医師指導	5	
障害者生活支援体制加算（Ⅰ）	26	
障害者生活支援体制加算（Ⅱ）	41	
入院・外泊時費用	246	○
外泊時在宅サービス利用費用	560	
初期加算	30	○
退所時栄養情報連携加算	月70	○
再入所時栄養連携加算	200	○
退所前訪問相談援助加算	1回460	○
退所後訪問相談援助加算	1回460	○
退所時相談援助加算	400	○
退所前連携加算	500	○
退所時情報提供加算	250	○
協力医療機関連携加算（Ⅰ）	月100	○
※令和7年4月1日からは	月50	
協力医療機関連携加算（Ⅱ）	月5	
栄養マネジメント強化加算	11	○
経口移行加算	28	○

経口維持加算（Ⅰ）	月 4 0 0	○
経口維持加算（Ⅱ）	月 1 0 0	○
口腔衛生管理加算 1（Ⅰ）	月 9 0	
口腔衛生管理加算（Ⅱ）	月 1 1 0	
療養食加算	6	○
特別通院送迎加算	月 5 9 4	
配置医師緊急時対応加算（勤務時間外）	1 回 3 2 5	
配置医師緊急時対応加算（早朝・夜間）	1 回 6 5 0	
配置医師緊急時対応加算（深夜）	1 回 1 3 0 0	
看取り介護加算（Ⅰ）（死亡日以前 3 1～4 5 日）	7 2	○
看取り介護加算（Ⅰ）（死亡前 4～3 0 日）	1 4 4	○
看取り介護加算（Ⅰ）（死亡以前 2～3 日）	6 8 0	○
看取り介護加算（Ⅰ）（死亡日）	1 2 8 0	○
看取り介護加算（Ⅱ）（死亡日以前 3 1～4 5 日）	7 2	
看取り介護加算（Ⅱ）（死亡前 4～3 0 日）	1 4 4	
看取り介護加算（Ⅱ）（死亡以前 2～3 日）	7 8 0	
看取り介護加算（Ⅱ）（死亡日）	1 5 8 0	
在宅復帰支援機能加算	1 0	○
在宅・入所相互利用加算	4 0	
認知症専門ケア加算（Ⅰ）	3	
認知症専門ケア加算（Ⅱ）	4	
認知症チームケア推進加算（Ⅰ）	月 1 5 0	
認知症チームケア推進加算（Ⅱ）	月 1 2 0	
認知症行動・心理症状緊急対応加算	2 0 0	○
褥瘡マネジメント加算（Ⅰ）	月 3	○
褥瘡マネジメント加算（Ⅱ）	月 1 3	○
排せつ支援加算（Ⅰ）	月 1 0	○
排せつ支援加算（Ⅱ）	月 1 5	○
排せつ支援加算（Ⅲ）	月 2 0	○
自立支援促進加算	月 2 8 0	○
科学的介護推進体制加算（Ⅰ）	月 4 0	
科学的介護推進体制加算（Ⅱ）	月 5 0	○
安全対策体制加算	1 回 2 0	○
高齢者施設等感染対策向上加算（Ⅰ）	月 1 0	
高齢者施設等感染対策向上加算（Ⅱ）	月 5	
新興感染症等施設療養費	2 4 0	○
生産性向上推進体制加算（Ⅰ）	月 1 0 0	
生産性向上推進体制加算（Ⅱ）	月 1 0	○
サービス提供体制強化加算（Ⅰ）	2 2	
サービス提供体制強化加算（Ⅱ）	1 8	
サービス提供体制強化加算（Ⅲ）	6	
介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）	月所定単位数×140/1000	○
介護職員等処遇改善加算（Ⅱ）	月所定単位数×136/1000	

介護職員等処遇改善加算（Ⅲ）	月所定単位数×113/1000	
介護職員等処遇改善加算（Ⅳ）	月所定単位数×90/1000	

③減算事項（該当する項目について減算されます）

減算事項	減算割合または単位
夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準を満たさない場合	$\frac{97}{100}$
入所者の数が入所定員を超える又は介護・看護職員または介護支援専門員の員数が基準を満たさない場合	$\frac{70}{100}$
身体拘束廃止未実施減算	$\frac{-10}{100}$
安全管理体制未実施減算	- 5
高齢者虐待防止措置未実施減算	$\frac{-1}{100}$
業務継続計画未策定減算	$\frac{-3}{100}$
栄養管理の基準を満たさない場合	- 14

※介護保険適用分合計金額は、上記該当する項目の単位数合計に、地域区分（7級地）として1014/1000を加算した額となります。2割（3割）負担の方は上記該当する項目の介護職員等処遇改善加算を除く合計を2倍（3倍）にした数に、介護職員等処遇改善加算率を個別にかけて地域区分（7級地）として1014/1000をかけた額が目安（正しくは端数処理があるため）となります。

※自己負担割合は各利用者の負担割合証（1～3割）にてご確認ください。

【保険適用外】単位：円

食費	第4段階 1,870 第3段階② 1,360 第3段階① 650 第2段階 390 第1段階 300
居住費	第4段階 915 第3段階② 430 第3段階① 430 第2段階 430 第1段階 0
日用品費	130
預かり金品管理費	60
持込電気製品電気代	60（1品あたり）
行事参加費	1回 200～500（外出、施設内行事等参加ごと）
その他費用	医療費、理美容費、私物や嗜好品の購入、提供食以外の希望食等については実費負担となります。

※居住費・食費については、収入等によって下記の減免措置が受けられる場合があります。

※費用基準額は下記のとおりです

負担段階	主な対象者		食費	居住費
第1段階	・生活保護受給者	預貯金額要件なし	300	0
	・世帯（世帯分離をしている配偶者を含む。以下同じ。）全員が市町村民税非課税である老齢福祉年金受給者	かつ、預貯金等が 単身で1,000万円 夫婦で2,000万円 以下		
第2段階	・世帯全員が市町村民税非課税であって、年金収入等（※）80万円以下	かつ、預貯金等が 単身で650万円 夫婦で1,650万円 以下	390	430
第3段階①	・世帯全員が市町村民税非課税であって、年金収入等（※）80万円超120万円以下	かつ、預貯金等が 単身で550万円 夫婦で1,550万円 以下	650	430
第3段階②	・世帯全員が市町村民税非課税であって、年金収入等（※）120万円超	かつ、預貯金等が 単身で500万円 夫婦で1,500万円 以下	1,360	430
第4段階	・世帯に課税者がいる者 ・市町村民税本人課税者		1,870	915

※公的年金等収入金額（非課税年金を含みます）＋その他の合計所得金額